

55 退院時薬剤情報管理指導料

指標の解説

- 退院時薬剤情報管理指導料は、患者またはその家族に対して退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った場合に算定できる。
- 退院時服薬指導の実施は、患者の退院後の安全な薬物療法と服薬アドヒアランス（患者が積極的に治療方針の決定に関わり、その決定に従って治療を受けることを）の維持に貢献できる。
- お薬手帳や薬剤情報提供書を作成することで、退院後も患者の治療を担うかかりつけ医療機関や保険調剤薬局と継続的に連携を取ることができる。

